

議題5 地域型保育事業所等における虐待通報について

1. 概要

令和7年10月1日に児童福祉法が改正されたことに伴い、本市が認可をする事業(地域型保育事業所等、乳児等通園支援事業)に従事する職員等が児童への虐待を行った場合、市が所管行政庁として状況の確認と虐待の認定を行い、その結果を児童福祉審議会等へ報告することと定められたことから、子ども・子育て会議へ報告を行うもの。

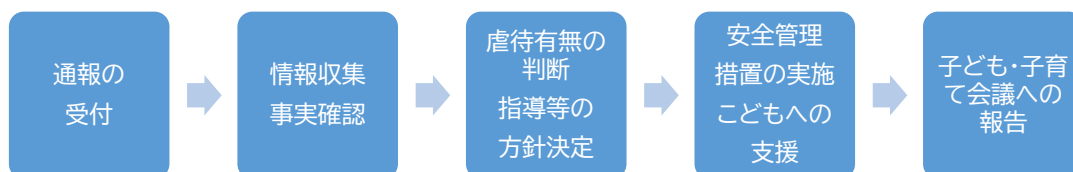
2. 対象施設(市が所管行政庁のもの)

- ・地域型保育事業所等(小規模保育事業、事業所内保育事業) 私立 12 施設
- ・乳児等通園支援事業 公立 2 施設及び私立4施設(予定)

3. 子ども・子育て会議への報告事項

- ・通報が行われた保育所等の情報(名称、所在地、施設種別等)
- ・虐待を受けた(又は受けたと思われる)こどもの状況(性別、年齢、その他心身の状況)
- ・確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ・虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ・所管行政庁において行った対応の内容
- ・虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

4. 市の対応フロー



5. 令和7年度下半期(令和7年10月1日～令和8年3月31日)の実績について

通報を受けた件数	0件
通報を受けて事実確認等の必要な措置を講じた件数	0件
事実確認等の結果、虐待に該当すると判断した件数	0件
事実確認等の結果、収集した情報が十分でなく虐待の有無が判断できない件数	0件
事実確認等の結果、虐待に該当しないと判断した件数	0件
調査中	0件